

○行動援護サービス費

基本部分		注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満	(255単位)	× 95/100	× 200/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満	(403単位)						
ハ 1時間以上1時間30分未満	(587単位)						
ニ 1時間30分以上2時間未満	(735単位)						
ホ 2時間以上2時間30分未満	(884単位)						
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(1,032単位)						
ト 3時間以上3時間30分未満	(1,182単位)						
チ 3時間30分以上4時間未満	(1,330単位)						
リ 4時間以上4時間30分未満	(1,480単位)						
ヌ 4時間30分以上5時間未満	(1,628単位)						
ル 5時間以上5時間30分未満	(1,777単位)						
ヲ 5時間30分以上6時間未満	(1,925単位)						
ワ 6時間以上6時間30分未満	(2,075単位)						
カ 6時間30分以上7時間未満	(2,223単位)						
コ 7時間以上7時間30分未満	(2,373単位)						
ク 7時間30分以上	(2,520単位)						
初回加算		(1月につき200単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度)		(1回につき273単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×250/1000)					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×182/1000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×101/1000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×34/1000)					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×69/1,000)					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×57/1,000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計